

# ご留意事項

## 1. 信託金について

- ご契約時にお借り入れ金額から以下の信託金を拠出いただきます。  
定額お借り入れプランの場合:当初お借り入れ上限額の5%  
初回お借り入れ厚めプランの場合:当初お借り入れ上限額の10%
- ご契約者の皆さまで、リスクに備えて共同で拠出いただく資金のため、  
期限前返済による信託契約終了時や相続発生時に信託金の払い戻しは行いません。

## 2. 信託報酬について

- 信託契約締結時に、11万円(税込)の信託報酬がかかります。信託終了時、1円(税込)の信託報酬がかかります。

上記1と2は初回お借り入れ金から差し引いてお支払いいただきますので、ご準備いただく必要はございません。

## 3. ご自宅について

- 戸建住宅のお借り入れ上限額については、土地のみの評価とさせていただきます。
- 配偶者さまを除き、相続人さまはご自宅を相続することはできなくなります。
- ご自宅に、ご契約者さまの死亡を停止期限とする第一順位の所有権移転の仮登記を設定します。
- 同居人は、配偶者さまのみとなります。配偶者さまは、ご契約者さまが亡くなられたとき、  
所有権移転のお手続きにご協力いただく必要があります。
- ご契約者さま、配偶者さまの両者が亡くなられた時点で、お借り入れ金のご返済として、  
ご自宅の所有権は貸付人に移ります(代物弁済)。
- 代物弁済時は、当社が定める不動産評価額でのご清算となります。
- 店舗、賃貸等と兼用のご自宅の場合は、ご契約いただけません。

## 4. 期限前返済について

- 全額一括のご返済のみ承ります。なお、期限前弁済の際は、別途事務手数料および損害金が発生します。

## 5. ご生存確認について

- 毎年、ご郵送等により、ご生存状況を確認させていただきます。  
ご生存が確認できない場合は、お貸し出しを停止させていただく可能性がございます。

## 6. 各種郵送物について

- 残高のお知らせ等の各種郵送物は、当社その他貸付人からお送りします。

## 7. ご契約について

- 配偶者さまがいらっしゃる場合には、所定の公正証書遺言<sup>(※4)</sup>の写しを当社にご提出いただく必要がございます。  
(※4)公正証書遺言はお客さまに作成いただきます。別途、公正証書遺言の作成費用が発生します。
- ご契約者さまが亡くなられた時点で、配偶者さまはご契約者さまの遺言により契約上の地位を承継します。
- 他のお客さまのお申込状況によっては、要件を満たしている場合でも、ご契約をお断りさせていただく場合がございます。